

日本記者クラブシリーズ企画「リセット 東京五輪」①

五輪エンブレム問題と著作権

福井健策 弁護士

2015年9月28日

新国立競技場建設と五輪エンブレム、いずれも不手際が重なり、白紙撤回となった。 招致決定時のお祭りムードが一転して、東京五輪は先行きに不安が広がっている。そ こで、シリーズで研究会「リセット 東京五輪」を企画、第一弾として著作権に詳し い福井健策弁護士を招いて、今回のエンブレム問題について話を聞いた。

福井さんは、著作権は他者の表現の自由を制約する「強い権利」なので安易に認めるのは危険と指摘、そのうえで今回のエンブレム問題は著作権侵害には当たらないとの見解を示した。ただ「舵取り役」への高齢男性政治家偏重などこれまでの運営姿勢への世論の不信が大きな社会的批判を招き、撤回につながったと分析した。

今後の「やり直し」の基本姿勢として、「オリンピックは『祝祭』であり、文化発信プロジェクトを重視してほしい」と提案した。

司会:杉尾秀哉 日本記者クラブ企画委員(TBSテレビ)

YouTube 日本記者クラブチャンネル

※本文の後に資料を添付しています

©公益社団法人 日本記者クラブ

司会=杉尾秀哉企画委員(TBSテレビ)

シリーズ「リセット東京五輪」第1回目の今日 はエンブレム問題を考えます。折しも、きょう、 ちょうど新しいエンブレム委員会がスタート しました。

今日のゲストは、弁護士の福井健策さんです。 福井さんは、骨董通り法律事務所の代表パートナーで、芸術文化法、著作権法を専門分野とされておられます。1991年に東京大学法学部を卒業され93年に弁護士登録。98年に米コロンビア大学法学修士課程を修了されております。

司会は、TBSテレビの杉尾がつとめます。 それでは福井さん、よろしくお願いいたします。

新事実が次々発覚し、盗用疑惑が拡大

福井健策弁護士 福井でございます。本日は、 お招きいただきましてありがとうございます。

本日は「五輪エンブレム問題の問いかけ」というタイトルとさせていただきました。

まず、すでに白紙撤回、事実上、取り下げを された今回のエンブレム問題の経緯を簡単に 振り返ってみたいと思います。

2013 年 9 月、五輪開催地として東京が選出されました。しかし、2015 年の現在、2 つの白紙撤回で世論は沸いております。

1つは、7月17日、新国立競技場案が白紙撤回されました。これは、予算に係る議論が大きかったと思います。

その1週間後、五輪エンブレムが発表されました。しかし、そのわずか1週間後には、ベルギーのリエージュ劇場のロゴをデザインしたオリビエ・ドビ氏というデザイナーが、「五輪エンブレムは、自分がつくった劇場のロゴと酷似している」ということで、使用の差しとめを申し立てるということになりました。

これに対し、8月5日、五輪エンブレムの制作者である佐野研二郎さんは記者会見を行い、「盗作ではない」と説明をされました。

ところが 8月13日になって、佐野さんが別の企業のためにデザインをしたトートバック

は、ウエブ上にあった他人のデザインからの流 用があるとの指摘があり、騒動がさらに拡大し ていきました。

メディアで多く取り上げられるようになり、 8月28日、騒動の鎮静化を図るべく、事務局 はエンブレムの原案を公表しました。

映像でリエージュのロゴをちょっとみてみましょう。これがリエージュの劇場ロゴです。 (今回の騒動のせいで)おそらく日本で最も知られたヨーロッパの劇場の 1 つになったかもしれません。シアター(Theatre)でリエージュ(Liège)のTとLを組み合わせたマークということだろうと思います。(佐野さんのデザインも)東京のTの字をモチーフにしていることは間違いないので、やはりTのようにみえますね。

(講演会では)皆さんに手を挙げていただき、 黒(盗作)だと思う方、白(盗作ではない)だ と思う方ということで、多数決をとってみるこ とをよくやります。

事務局は、これが盗作や盗用でないことを示すために、最初のデザインはちょっと違っていたと原案を公表したわけです。

コンペ選考を通ったときの原案は、(変更後に比べ)もっとはっきりTの字になっています。ロゴのTの2つの羽の部分は、円形に切り取られた丸のイメージが全くありません。日の丸の位置が下にあるということで、大分異なっておりますね。

しかしながら、これでも鎮静化しませんでした。その直後に、ヤン・チヒョルトという、産業デザインでは歴史上の人物と言ってもいいくらいの大家ですけれども、彼の展覧会のロゴが佐野氏の五輪エンブレムとそっくりではないかとの指摘がありました。(映像の)右下のほうにチヒョルト展の作品が写っていますが、確かに似ています。

さらには、この五輪エンブレムが採用されたときの展開例として佐野さんが提出していた写真資料も、ネット上の他人のブログ写真をコピペして合成したものではないかとの指摘を受けました。このように、新事実が次々と発覚していく経緯をたどりました。

騒ぎがどんどん拡大をしていく中で 9 月 1 日、ついにエンブレムは白紙撤回ということになったわけであります。現状は、東京芸術大学の宮田亮平学長が座長を務める準備会がすでに 3 回行われ、本日 (9 月 28 日)、選考委員会が新たに発足する流れになっています。

では、ベルギーの裁判はどうなるのかというと、リエージュの劇場はもう裁判からおりています。エンブレムの白紙撤回で差しとめ裁判を行う理由はなくなったわけです。

しかし、ドビ氏は納得していないようで、私が知る限りでは、まだ訴訟は取り下げていないと思います。盗作を(佐野さんが)公式に認めない限りは訴訟はやめないということです。使用しないのに差しとめ訴訟という、なかなかこれも異例なことになっています。

これが損害賠償の請求訴訟などですと、過去の侵害に対しても賠償請求はできますので、もう使用をやめていても賠償請求は続きます。佐野さんのエンブレムの使用をやめたということは、(訴訟は)ドビ氏に優位に働きやすいですけれど、請求は差し止めだけ。ドビさんはお金が目的ではないので差し止めだけということでしょうが、そうなると使用することはないので訴える利益がなくなり、訴訟を続ける意味がないと判断される可能性が出てきます。いまのところ、先行きは不透明ということですね。

ベルギーの裁判では訴えられているのは I O C と組織委員会だったと思いますが、実は、訴状の内容もまだ日本には流れてきていません。少なくとも私はこれまでの取材の中で拝見をしたことがありません。よって、正確な訴訟内容はどなたも自信を持って語ってないような気がします。いずれにしても、そもそも今回の件は盗作だったのだろうかということを出発点にして議論をスタートさせた方がよろしいと思います。

今回は、著作権侵害かどうかが争われていますが、通常、こうしたロゴが似ている場合は、商標権で考えます。いわゆる登録商標、トレードマークと言われる商標権の分野で考えるのが通常です。

ところが、商標権というのは、先方、つまり、 今回のケースでいえばリエージュ劇場側が彼らのロゴマークを商標登録していることが前提です。ところが、リエージュ側は登録していなかったわけです。商標登録してないと、実をいうと、知的財産の世界ではそこで話が終わったりします。ただ今回は、腹に据えかねるということで、商標権ではなくて、著作権でクレームをして訴えを起こしています。

著作権侵害成立の3要件

では、著作権侵害が成立するかどうかですが、 著作権侵害が成立するためには、通常、少なく とも次の3点の条件を満たす必要があります。

1つ目は対象物、つまり、今回はリエージュ 劇場のロゴが著作物であることです。当たり前 ですが、対象物が著作物に当たらない場合には、 著作権というのは生まれません。登録されれば 商標権が生まれることはあり得ますけれども、 著作権は生まれない。まず著作物であることが 第一です。

2つ目は、対象物と今回の五輪エンブレムが 違法と言えるほど類似していることです。類似 性ですね。

3つ目は、その類似が偶然の一致ではないことです。つまり、佐野さん側が相手のデザインを見たことがあることです。これを依拠性といいます。

類似性の要件と依拠性の要件で、われわれなどは、依拠性で切るとか、いや、今回は類似性で切るんだ、こんな言い方をよくします。

さて、今回の論争で、人々の関心は、かなりの部分が依拠性に集まったような気がします。つまり、佐野さんは真似したのかどうか、いわゆるパクッたかどうか。佐野さんはリエージュ劇場のロゴなんかみたことがないと主張しているわけですけれども、それは信用できるのか。この依拠性のところに議論は集まりました一一盗作論争は大体この依拠性に関心が集まりやすいんですね。見て、それを真似しようという態度があったのかどうか。

しかし、実際の著作権侵害は、この①②③全部がそろって初めて侵害、違法ということになります。そして、その主張の立証責任は全部、原告側、今回のケースでいうと、ドビ氏が負っております。この3つ全部を示せないと著作権侵害は少なくとも成立しません。

「見たこと」がある、これは悪魔の証明ですね。「見たこと」がないというのも悪魔の証明ですね。よって、状況証拠的にみていくしかありません。

例えばリエージュの劇場ロゴはこんなに有名だ、ネット上でもいろいろ紹介されていた。だから、佐野さんがみることは十分あり得たのではないか。あるいは、佐野さんはベルギーに何度も行っていたとか、あるいはベルギーのリエージュ劇場のロゴが紹介されているようなデザイン展に行ったことがあるとか、そういうような話を例えばドビ氏側が証明すれば、わかりやすい。

逆に、佐野さんがベルギーには一度も行ったことがないとか、リエージュの劇場ロゴは実はホームページには出ていなかったとか、そんなことを示すと反論しやすい。主張責任はドビ氏側にありますから、ドビ氏側がまず主張立証を行うわけですけれども、佐野さん側もそういう状況証拠の反証を挙げていく。見た可能性は低いのではないかとか、普通の人はそれは見ないとか、そういうことを示していく。

定型的な表現やデータは著作権の範囲外

しかしながら、今回はまず①「著作物かどうか」②「類似性」を検討してみたいと思います。

まず①の点です。一体、リエージュの劇場ロゴは、著作物として守られるものなのか。守られるだろうと第一印象では思うわけだし、私も今回はぎりぎりで当たるのかなとは思いますが、これは論点になります。なぜかというと、比較的シンプルなマークは著作物に当たらない、著作権では守られないという考え方が、いわば通説、有力な考えだからです。

著作物に当たらない情報、著作権が及ばない

情報というのは世の中にたくさんあるわけですけれども、例えば代表例でこんなものがあります。著作物というのは、絵画でも、あるいは彫刻、そういう純粋美術にかかわらず、イラストだろうが、文章だろうが、あるいはちょっとした動画だろうが、ありとあらゆる情報は著作物に当たる資格はあります。しかしながら、そこには一定の創作性、オリジナリティが必要になります。個性があらわれていなければいけないわけです。

では、どんなものが著作物から除かれるのか というと、例えば、ありふれた定石的な表現は 著作物から除かれます。昔から存在するような 言い回しは、誰かが独占することはできないわ けです。

次に事実、データですね。客観的な事実やデータは、誰かが創造したわけではないので、何人も独占することは許されません。

それから、あまり知られていませんが、実は、 作品や表現の根底にあるアイデアやコンセプトも著作権では守られません。例えばコンピュータのロールプレイングゲームという着想がありますよね。ああいうロールプレイングゲームという着想に従うと、でき上がるコンピュータゲームはある程度までは似たものになるわけですが、このアイデア、コンセプトを誰かが拝借することは許されないかというと、これは許されるんです。

同じことは、例えば映像の編集の仕方なんかにも言えます。モンタージュ技法とか、あるいはストップモーションアニメーションとか、そういう手法、これはアイデアなんです。誰かが最初に、1人ではないかもしれないけれども、ある時代の人が完成させているわけですよね。誰かがストップモーションアニメーションというアイデア、コンセプトを作品にした。で、次に、そのストップモーションアニメーションというアイデア、コンセプトを借用して自分もアニメーションをつくった人がいたとしましょう。ある意味ではパクリです。まねされた側はきっと不愉快でしょう。しかし、これは法的には許されるわけです。それが繰り返されると、1つのジャンルを形づくることになります。同

じようなことは、すごく短いフレーズとか実用 品のデザインなど、さまざま例があります。

著作権の安易な保護は自由を制約する危険

何でこんなふうに考えるかといえば、これは 社会のセーフガードなのです。例えば定型的な 表現を誰かが独占するようなことがあると、世 の中では使えない文章表現ばかりになってし まうわけです。そうすると、最初に使った人の 保護には十分かもしれないけれども、2番目以 降の人が文章を書く自由が過度に制約されて しまいます。

著作権はとても強い権利で、全世界において 自動的に非常に長期間にわたって守られます。 権利の幅もとても広いんですね。だから、簡単 に認めてしまうと、社会はかえって不都合、不 便になってしまいます。

そこで比較的シンプルなマークなんかも著作物に当たらないとなっています。

タイトルや名称のような短い表現と同種の 理由で保護に当たらない、あるいは、ありふれ た表現の一種との説明で、比較的シンプルなマ ークは著作物には当たらないという考え方を よくとります。

似た例で著作物にあたらないものとして、フォントがあります。フォントのデザイン、たとえばゴシック体とか明朝体というのは、デザインといえばデザインです。では、ゴシック体というデザインを誰かが独占できるかというと、著作権では無理だというのが圧倒的通説です。 実際、最高裁もこういうフォントは独占できないよという判断を出しています。

こういう、ある程度組み合わせやデザインの幅が決まってくるようなもの、まして実用品に使うようなものに関しては、あまり独占させないという考え方がとられています。

そうすると、ロゴマークなんかにも実例が出てきます。日本でも裁判になったケースなんですけれども、向かって左側がアサヒビールさんのロゴです。実は、これは著作物には当たらな

い。著作権はないとの判断を裁判所がしています。アルファベットの組み合わせで、それをデザイン化していく場合、どうしてもパターンは限られてくる。もちろん、作った側はそこに大変な努力やスキルを注ぎ込んだのはわかりますが、しかしながら、それが著作権で守られることにしてしまうと、使える文体がかなり限られてきてしまう。そういうふうに裁判所は判断しました。

右側にあるのが五輪マークです。これは日本で裁判になったことがあります。やや傍論気味でしたが、日本の裁判所は、これは著作物ではないと認定しました。5つの環の組み合わせを全世界的に独占させるわけにはいかないということです。

この五輪マークはあまりに有名だから、独占 させてもいいのではないかという気がすごく するわけですけれども、理屈からすると、これ を誰かが独占できるのだったら、では、色みを 変えたほかの 5 つの環の組み合わせも誰かが 独占できることになる。そうすると、きっとす でに誰かが描いているんですよね、色みの違う 5つの環の組み合わせを。あるいは5つの環を くるっと丸形につなげたものでも、きっといま までの歴史の中で誰かが描いていますよね。あ るいはこの上部3個と下部2個ではなくて、上 部2個と下部3個の組み合わせでも、きっと世 の中の誰かがかつて歴史の中で描いたことが あるでしょう。そうすると、その描いた人が独 占できますというのが著作権の考え方だから、 5つの環の組み合わせを誰かに、例えば100年 間もの間、全世界的に独占させるわけにはいか ないんです。だれも5つの環を描けなくなって しまうからです。

では、誰でもマークは自由に使えるのかというと、そこで登場するのが商標権です。いわば、著作権のかわりに商標で守るよというわけです。ちなみに、こういう五輪マークなんかは、国際条約でも一定の保護を与えたりしますので、さらに手厚く守られるんですけれども、いまは著作権の考え方の話をします。

著作権と商標登録との守備範囲

商標登録というのは著作権よりもっと弱い権利です。登録した国や地域でだけ、しかも、ある一定の用法についてだけ独占を認めるという、著作権に比べるとぐっと弱い権利です。いわば、単純なマークにも認めるかわりに、権利は弱くするよ。で、登録というハードルを課するよと、このようなバランス感です。

一方、著作権というのは非常に強い権利だから、組み合わせが有限なものに自動的に認めたりすると、社会が混乱する、いわば、文化が窒息する。そういうふうにはしない。著作権と商標権には、このようなそれぞれの守備範囲があると言ってもいいと思います。

五輪マークも、商標でも守られるし、さっき申しあげたとおり、国際条約でも守られますので、誰でも自由に使えるというわけではないが、著作権では守られません。

では、今回のドビ氏のマークはどうなるかなという話になります。今回のマークは、五輪マークよりは、私は、誰かに独占させてもぎりぎり何とかなるかなという気はします。このぐらいだと著作物に当たるという考え方をとってもいいかなとは私は思いますが、知的財産権の専門家の方は、いや、そもそも著作物に当たらないから、さっきの3条件で言うと、①で切れて終わりだよ、という意見の方もかなりいらっしゃるわけです。

問題は、次です。先ほどの①の条件、著作物に当たるかというのと、②の条件、実質的に似ているかというのは、実は、お互いに関連し合っています。シンプルなマークの場合、ぎりぎりで著作物だとして著作権を認めるとしても、バランス上、そのかわり、酷似したマークしか著作権侵害とは考えないよ。こういう類似性を厳しくみる考え方が世界共通でみられます。これを薄い著作権の理論といって、割に世界的にとられている考え方です。

単純なマークでも作った人はある程度は守るべきだ。だから、これも著作物でいいのではないか。そのかわり、さっき言ったとおり、あ

る程度有限なものが幅広く独占されてしまってはいけないから、本当に酷似したものだけを 著作権侵害にしよう。イメージが似ているという程度のものは著作権侵害とは考えない。つまり、類似とは考えない。こういう考え方が比較的とられています。

ただ、比較的シンプルなデザインでも類似についての訴訟が起こることは割とあります。

オランダで裁判になったミッフィー対キャシー事件を紹介します。

(映像資料提示)向かって左側がオランダの作家、ディック・ブルーナさんが 1950 年代に発表して、世界的に有名になったミッフィーちゃん、日本では「ウサちゃん」なんて言われましたけれども、そのキャラクターです。

向かって右側が、わがサンリオが誇るキティちゃんの友達のキャシーです。ウサギのコスプレをしたキティではないかという気もしないではないんですけれども、いかがですかね。

このキャシーに対してブルーナが怒って、キャシーを訴えました。正確に言うと、ミッフィーの作家がサンリオを訴えた。皆さんのご意見を伺ってみてもよろしいですか。

ミッフィーが先に世界的に有名になっていますから、偶然の一致ということはちょっとないと思います。これ、著作権侵害だと思われますか。これが著作権侵害だとすると、キャシーは存在を許されないから、絶版、回収ということになる。これで著作権侵害だろうと思う方、お手を挙げてください。——5~6名ですかね。

これは著作権侵害には当たらないのではないかと思う方、どのぐらいいらっしゃいますか。

日本人ですね(笑)――というわけではなくて、実は、どちらでご意見を伺っても、大体8割方は白派に手を挙げられますね。で、2割ぐらいが黒派です。

本当は、もし、ここで時間があれば、皆さん と白熱の議論をやったりするとおもしろいの ですが。今日は時間がないので、こういう場合 に出る意見を幾つかご紹介します。

ウサギである以上、ある程度表現は幅が決ま

ってくるだろう。そういうところが似ているからといって、侵害だということになってしまうと、ウサギのキャラクターは全部、ブルーナが独占ということになりかねないのではないか。

すでにネズミのキャラクターはほとんど世界的に独占されている感があるわけですけれども、このうえ、ウサギまで独占されてしまうと、ちょっと困るではないか。次は誰かがライオンを独占し、トラを独占し、こういうことになってしまうとちょっと困るのではないか、という意見です。かわりにネコはサンリオが世界的に独占、こういう話になるなら、それはそれでいいのかもしれませんけれども。

冗談はさておき、ある程度表現の幅というのは決まってくるのではないの、ということが言われます。いわゆるこういうキャラクター化するときは単純化するに決まっていますから、ある程度単純化しますよね。そんな写実で細かい陰影なんかはつけないわけです。そういうところが似ていると言われても困るでしょう。

あるいはアイデアが似ているというだけで 著作権侵害ではない、とさっき言いましたよね。 だったら、これもウサギを直立させて服を着せ ようという程度のアイデアが共通しているか らといって、そんなことで著作権侵害にされ、 ウサギが直立して服を着るのは、ブルーナが 100年独占だって、それはちょっと困るだろう。 こんな意見が言われることもあります。

これ自体、和解で終わっておりますので、裁判所の判断は出ていません。ただ、こんなふうにある程度シンプルなデザインの場合には、特に酷似に至らない限りは著作権侵害とは考えないということは、われわれの中には結構根づいています。

これが 1,000 ページの小説ならば、ちょっと「てにをは」を変えたぐらいのそっくりなものがセーフにはならないですよね。つまり、複雑なものというのは割と細部の違いは問題視されない。しかし、シンプルなものは結構細部に神が宿るというか、ちょっとの違いが大きく影響してくる。これは別な言葉でいろいろ説明することもできると思いますが、われわれの実感

におそらくマッチしているのではないでしょ うか。

法律的には著作権侵害にあたらず

さて、今回の五輪エンブレムですが、果たしてこれで侵害に至るほど類似しているとみるかどうか。純法律的に私見を申しあげるならば、おそらく到底、侵害に達していない。両者は確かにイメージは似ている。しかし、例えば色みの違い。向こうはカラフルで、こちらはモノトーンです。さらには、丸い日の丸の存在によって印象がかなり異なっている。下のマークも一体のデザインでしょうから、無視はできません。下のマークがあるから、それでセーフというほど乱暴にはいかないですけれども、無視はできない。そういうことをいろいろ考えると、ちょっと侵害というふうにはいかないだろうと思います。

そうすると、おそらくは①の著作物か②の類似性、この段階のどこかで「侵害なし」と切られてしまい、③の依拠性まではいかない可能性が高い。つまり見たことがあるかどうかが、人々は、私も含めて、思わず③に関心は行きますが、おそらく裁判所は③の判断をしないで結論を出すだろうという気がします。知的財産権の専門家で、このエンブレムについて著作権侵害だろうという意見を言う方は、おそらくほとんどいないのではないかという気がします。

さて、そういう状況下で、では、どうして撤回になるのか、どうしてここまで批判が高まったのか、ということをちょっと考えてみたいと思います。

今回は、法的な評価と社会の反応が大分乖離 したケースではないかなという気がします。そ して、そのことに今回の大きな課題、問題点が あるような気がします。

法的な評価においても、ベルギー、いわば敵地での裁判ですから、絶対はありません。ホームタウンデシジョンもありますし、裁判の結果というのは100%の予測はできませんが、粛々と対応すれば、(佐野さんサイドにとっての)

勝訴判決が出る可能性は一定程度高いのでは ないでしょうか。

実際、そういう対応をすることは、ほかのオリンピックの組織委員会だったらあり得たという気がします。現に、リオのオリンピックのロゴも、まだ裁判が継続中だと思います。同じようなクレームを受けているし、こうした国際的なイベントというのは、この種の盗作クレームを受けることは決して珍しくはありません。なぜなら、世界中でみられるからです。そのロゴやエンブレムは、世界中でみられ、世界中にみられれば、世界中には何百万、何千万のマークがあるか、私は存じ上げないが、ある程度似ていると感じる人は当然出てきます。

その意味でいうと、法的評価だけで言えば、 粛々と裁判を対応し、勝ち切るという選択肢も 現にあったかなとは思うが、しかし、今回はそ れをはるかに超えるような大きな批判のうね りが社会の中で巻き起こってしまい、到底、国 民的イベントのロゴ、エンブレムとしては持ち こたえられないという判断を組織委員会はし たと思うんですね。

それは政治的な判断としては、私は、少なくともあの段階での判断としては理解できる気がします。私だったら、同じ判断をしたかどうかはわかりませんが、理解はできる。いわば、社会の反応が理由で撤回になったわけです。それは、エンブレムである以上、あり得る判断です。

法的評価と社会の反応との乖離

では、法的評価と社会の反応の間になぜ乖離 が起きたのか。それは一体何で起こるんだとい うことが気になってくるわけです。今回、人々 は何でここまで怒り、批判したのだろうか。

まず、乖離全般に関して言うならば、最初に 申しあげたいのは、乖離が起きるのはある意味、 当然だということです。つまり、法的評価と社 会的評価は異なるものなのです。法的評価とい うのは、今回の場合は著作権侵害かどうかの評 価です。 著作権侵害で違法ということになると、その表現は権力を使ってでも差しとめることができるわけであり、世の中で存在を許されない。 絶版、回収を余儀なくされるわけです。過去の分については、損害賠償請求、事によったら億単位の損害賠償請求を求められてもしようがないもの、それが著作権侵害です。

だから、当然、ハードルは高めに設定されています。力づくでもやめさせられることを可能にするのが著作権侵害なんです。

では、著作権侵害にあたらなければ、道徳的、 倫理的にも褒められる行為かというと、そんな ことではないのです。法的に違法のハードルは 超えないが、それ以下は論評や市場の評価に委 ねられていると言ってもいいわけです。いわば、 倫理はその違法に至らない場面でも十分働き 得る。

「これは著作権侵害ではないという意見は聞いたが、俺は作品として認めない」というのは十分あり得るわけです。あるいは、もっと言うと、「このエンブレムが生まれてきた体制、土壌、あるいはそれを選んだ人間が、なぜか知らないけれども、私はとても嫌いだ」。こういうことだって十分あり得る。そのこと自体は、社会の論評として、それが公正に行われる限りは特に問題はない。少なくともそういう批判は甘んじて受けるべきなのでしょう、公正に行われる限りはです。

ですから、乖離、ズレがあること自体は当然だということをまず申しあげたうえで、著作権侵害が成立するか、しないかというのは、もともと法的にも微妙なのです。

著作権は、人の創作的表現をどこまでその人が独占できるか。全世界に対して、どこまでその独占を及ぼすことができるかという、大変に価値判断を含んだ、時代性の影響を受けやすい分野で、しかも、登録というような一刀両断のものを基本的には持っていませんので、もともと法的にもグレーな判断が入ってきやすいのです。

とすれば、それが一般の社会の反応ともまざ りやすいんですね。パクリと言われたときに、 われわれは倫理の話をしているのか、著作権侵害の話をしているのか、多分、両方がまじったものとして受けとりやすい。このまざってくるところが問題の1つ難しさというか、ずれが生まれやすい、そんなことでもあるのかなと思うんですね。

今回は、次々と新事実が出てきたというのが やっぱり大きかった。もとのエンブレムだけを 冷静に説明し評価を受けるような時間は、ほと んど与えられなかった。その間にトートバック の疑惑が出てきた。これはエンブレムより、違 法の疑いがより強いものであり、倫理的にもよ り責められやすいものでした。つまり、「ビジネス目的でコピペをこんなにやっているのか」 と法的、倫理的な疑問を投げかけられやすいも のでした。

さらにその後、事務局が原案を公表したら、むしろ、原案のほうが既存のデザインにもっと似ていた。さらに、エンブレムの展開例に、明らかにウエブ上にある既存の写真のコピペが行われていた。オリンピックの選考の一過程である以上、そういうコピペは適法ですとはちょっと言いづらい。このように、五輪エンブレム以外に関与した、違法の疑いが強い事例が、次々に表面化してしまった感じがします。

ネット上の炎上については、炎上はある程度 集団的行為による演出が働きやすいので、タイ ミングよく展開すると炎上します。これは「燃料」投下のタイミングが非常に重要になってく るんですけれども、炎上しやすい燃料がいいタ イミングで投下されてしまったと思います。

その結果、焦点がこのエンブレム自体の是非から、選考プロセスや佐野氏への人物評価に移っていったような気がします。

そして、これは後で少し詳しくお話ししますが、そもそも根底には、今回のオリンピックの 運営体制に対する人々の不信感や不満感がおりのようにたまっていたのではないか。それがこのエンブレム問題にはけ口を求めて流れ込んできたのではないのかな、というのが私の最初の印象です。私自身もその運営体制に対してちょっと危惧を抱いていたから、そのように感 じたのかもしれません。

ウエブ炎上とメディア報道が撤回の要因

さて、もし法的評価と社会の評価が乖離しているとしても、社会的評価ゆえに、オリンピックの公式エンブレムが撤回を余儀なくされたのだとすれば、十分に人々の行動、行為を規制する力ということになります。

それは、ローレンス・レッシグというアメリカの憲法学者が、人々の情報、行動を規制する力として 4 つのファクターを挙げたことがありましたけれども、その中にも市場とか、あるいは規範とかいう、法律以外の要素を彼は挙げています。今回もウエブ世論という、市場、あるいは規範といってもいいかもしれない、そういう新しいファクター、いや、以前からあるものの延長線上ではありますが、言葉としては比較的新しいこのファクターが、エンブレムを取り下げにまで持っていった大きな要因になった。そして、それが大手メディアの力と結びついて非常に大きな力になったのだとするならば、もはやそのファクターをわれわれは無視することはできません。

「法律的にもあれはセーフかも」で終わりでは、それは社会の問題に対して何も答えていないのと同じになってしまいますので、このウエブ世論、特にウエブ炎上がなぜこんなに増えたのかについて少しだけみてまいりたいと思います。

世論が炎上するということは、何もウエブに始まったことではなくて、それ以前から存在していました。ウエブ世論に関しては次のようなことがよく特徴として挙げられるようです。今回もそれらの特徴が遺憾なく発揮されていたと思います。

ウエブは、言うまでもありませんけれども、だれでも発信者になれます。発信が非常に容易です。その発信された情報が人々に刺さるものであった場合、急速、かつ広範囲に短期間で拡散をいたします。ウエブの人々というのは互いにつながり合っていて、人々の行動を日々みた

り、みられたり、評価し合うという、ソーシャル化ということが進んでいます。だから、これが固まりになりやすく、大きな流れになりやすい。誰かが「みつけてきたよ。佐野さん、こんなこともやっているよ」とウエブで発信すると、あっという間に広まった。

ウエブの次の特徴は匿名性です。匿名だと情報発信がしやすい。日本人はどうしても周りに遠慮しますので、匿名だと思い切ったことも言いやすい。ツイッターのユーザーの匿名率ですが、日本は、少し前の数字ですが、7割以上が匿名のアカウントだと言われる。米国では4割程度が匿名のアカウントだとよく言われていました。日本での匿名は相変わらず多いという印象は強いです。

影響大きいウエブの功罪

「発信が容易」、「匿名性」はニュートラルな要素で、これ自体は、いいことでも悪いことでもないというか、いい面もたくさんある。

次は、悪い面です。

ネット上で流通される情報は、信用性の状況 的担保のようなものが欠けています。

大手メディアで流れる情報には、もちろん、そこにも誤報は少なからずあり、あるいはあおるような情報も少なからずあり自制が必要な部分があるわけですけれども、やはり幾つかの信用性の担保装置のようなものは存在している気がします。長い歴史の中で信頼性があると言われる大手メディアは、相互に監視し合い、一社が誤報すれば、他社がかなり喜び勇んで誤報をつつきます。あるいはプロフェッショナルな記者が、信用性を得るため、いかに裏づけをとるかという訓練を、アカデミズム及び現場で相当にたたき込まれます。

伝聞情報と直接情報、これは情報の価値において全く異なるということは共有されていると思います。また利害関係者の発言と、利害関係のない第三者の発言は、全く価値が異なるということも、容易に共有されると思います。

しかし、ネットの場ではそれは必ずしも共有されているようには見えません。そこでは伝聞情報が直接情報と全く同じように扱われることがありますし、利害関係者の発言も第三者のものと全く同じように扱われることがあります。

さらにネットでは情報がすぐに断片化して 流通します。ツイッターなどはそうですね。リ ツイート、リツイートで、人がコメントなどを 加えていくと、もとの情報なんか刈り込まれて いき、どんどん断片化していきます。そして、 断片化して当然だというふうに私なども受け 取ります。かくいう私がかなりふだんから使っ ていますのでね。ツイッター情報は、ある程度 断片化されたものなんだということを承知で 使います。信用できないから、全く一顧だにし ないかというと、そうではないのです。そうい うものだと承知していても、やはり大いに影響 を受けます。いわば、井戸端会議とか、あるい は居酒屋のおしゃべりなんかがメディア化し ているようなものだ、なんていうことをよく言 われます。

それから、ネット情報は、評価あるいは言動 が過剰化しやすいということが言われます。な ぜかというと、発信する側が情報をみずからフ ィルタリングできますから、自分と同じような 意見だけを周りに集めておくことが結構容易 です。自分と同じような意見をフォローする確 率は高いし、自分と異なる意見の情報はあまり フォローしない。そうすると、情報がどうして も純化されて、同じ方向性で高められていきや すいわけですよね。同調の回路が働くなどとも 言われます。そうすると、過剰な物言いがふえ て分極化しやすくなるとよく言われています。

受け取る側のリテラシーの問題もあります。 例えば「これが随分炎上しているね、みんなが言っているね」とネット上でいわれる場合、実際に何人が言っているのか、まだ正確に計測する手法をわれわれは持っていません。ネット上で多くの言葉が語られているときに、それが社会全体の 0.1%の人が繰り返し述べているのか、それとも 10%の人がそういう意見を持っているのか、われわれはそれを計測する手段を 持ってないまま、大変な騒ぎになっているといって反応してしまいます。

これは既存メディアにもあるような気がするし、実は、政府のリテラシーもとても低いと思うことが多いです。政府がウェブ世論に対し過剰に反発したり、勇気づけられている場面がある気がします。今回の問題でも政府はウェブ世論に大いに影響された気がします。

もちろん、いい面もあります。それは「情報の民主化」です。ウエブでの情報発信の容易性やその広まりやすさというもののメリットは、いくら強調してもし過ぎることはないわけです。しかし、リスクがあることも事実で、それとわれわれはどう向き合っていかなければいけないのかというのが、五輪エンブレム撤回という事態の中で、もう一度突きつけられたような気がします。

先ほども申しあげたとおり、今回は既存メディアの皆さんの力と結びついたところが非常に大きかった。ウエブ世論だけでこの状態は到底達成できなかったと思います。

五輪運営への不信が怒りの要因に

そしてもう1つ、なぜここまでみんなが怒り、 批判したのかという要因として、五輪運営への 不満と不信ということをさきほど挙げました。 これをもう少し語ってみたいと思います。

今回のエンブレム問題が出る前から、人々のオリンピックに対する目が若干冷やかになっていたなという気がするのは、おそらく私だけではないでしょう。それは、新競技場の問題が非常に大きかった。新国立競技場建設は、いつの間にかすごく高額な土建国家的な大規模プロジェクトになっていて、それが一回決まるとどうにも変わらない。どこでだれが勝手に決めてしまったのだ。一部の人たちが都合よく決めてしまったのだ。一部の人たちが都合よく決めてしまったのではないか、というような意識を持った方々が競技場問題を中心に少なからずいらっしゃったのではないかと思います。

それがこのエンブレム問題でも同じように 感じられました。あのエンブレムが発表された 時、「すてきなデザインね」という反応は、正直言って、あまり多くはなかったですよね。どちらかというと、「こういう国家プロジェクトでいかにも出てきそうな、手堅い、悪く言うと、ちょっと古くもみえなくはないようなものが出てきたな」という反応が多かったのではないでしょうか。

エンブレム発表の段階で、「えっ、そんな選考をやっていたの」と初めて知った人もかなり多かった。選考委員である重鎮と言われるような人たちが内輪で決めたなという印象があった。選考委員の人たちを誰が選んだかもよくわからない。多分、組織委員会の偉い人たちとか、それと、見え隠れする広告代理店とか、こういう方々で決めたのかなあという気がするわけですよ。自分たちだけでいつの間にか決めてしまって、都合よく事を運ぼうとしているのではないか、という感覚ですね。

私は、その根底に、この五輪の推進体制に対する違和感もあった気がします。ちょうど今朝の朝日新聞に同じような切り口で記事が出ていました。組織委員会のメンバーが出てきたときに、やっぱりこうなるのね、という印象を持った方が少なからずいたのではないか。

というのは、招致の時と印象が大きく違いますね。ご覧いただいている映像の、向かって右側が招致の頃のムードです。非常に私見ですが、招致の段階では、五輪を呼べるかどうかよくわからないけれども、何か楽しげに呼ぼうとしているな、という印象を感じていました。

スクリーンをごらんください。2020 年に五 輪招致ができたら、私はこんなことを約束しま すという、楽しい公約が並んでいます。

レスリングの吉田沙保里さんは、もし東京に 招致できたら、とめられても8年後にオリンピックに出る、と公約しています。皆さん、ぜひ これをお忘れなきように。私もぜひ出てもらい たいな。吉田選手をとても好きなんです。

女子サッカーの澤選手は、「銀座のホコ天で サッカーの試合をやっちゃいます」。こういう 公約です。もうやったかどうか、よくわかりま せんが。テリー伊藤さんは胸毛を生やすそうで す。楽しげです。遊びでやっています。だから、いいんです。

高齢男性政治家に偏った組織委と有識者会議

もちろん、実施責任があるから、楽しさだけですまないのはよくわかります。よくわかるけれども、招致が決まった後、組織委員会の顔ぶれに対する私の印象は、向かって右です。こんな感じ。森喜朗さんが出てきたときの、ある種のがっかり感というのはやっぱりあったと思います(笑)。森さん自身に何か異論があるというわけではないんです。でも、やっぱりこうなるのね、という感じはありましたね。

組織委員会の役員の顔ぶれとか、あるいは競技場問題で脚光があたっている有識者会議の顔ぶれが高齢の男性政治家に極度に偏っています。組織委員会は、役員が38名中、女性7名いてまだ女性比率はあるほうです。でも、常務理事以上のいわゆる執行部12名では女性はゼロです。今回の取り下げ問題では、この理事会に諮られなかったそうですから、つまり、かじ取り役には女性理事は入ってないということです。かじ取り役が、あれこれ取りざたされていますが、どの顔ぶれをみても男性ばかり、しかも高齢者男性ばかりです。

一方で、有識者会議は14名中女性0です。

女性比率の極端な低さ、若手の比率の低さ。 オリンピックが文化発信プロジェクトである ことは、五輪憲章をみるまでもなく、いまや世 界の常識なのに、文化人の比率が低く、現役感 のあるアスリートも比率は低い。

オリンピック招致が決まった後、一番最初に 大々的に報道された招致のためのプロジェク トは、外環道と圏央道の工事を前倒し実施する という内容でした。人々は、「やっぱりそうい うプロジェクトになるんだね。土建国家になる のね、これは」とちょっとつまらなさを感じた のではないか。

そこに、あのエンブレムが発表され、あの盗 用疑惑問題が起きた時に、少しずつたまってい た違和感がそこへ流れ込んできたのではない かなと思います。もちろん、それが全てだというわけではありません。しかし、そういう要素はあったのではないか、こんなふうに思えるわけです。

さて、では今後どうする、どうなるのか、というところを最後にお話したいと思います。

まずは、新エンブレムの選考です。どう進めていくかです。

すでに宮田亮平・東京芸大学長を座長とする エンブレム準備会は、受賞歴を応募要件にする のをやめる方針です。旧エンブレムの選考では、 国内外のデザインコンクールで 2 つ以上の受 賞歴があることを条件にしたため、わずか 104 名しか応募者がいなかったと言われています。 それで今度は受賞歴を応募要件にはしない。こ れでいいのではないか。

また、選考委員をデザイン業界だけに絞らず に、経済界、スポーツ界、IT界からも選んで います。さらに、透明化の確保も言われていま す。そういう方向に進むのは賛成です。

しかし、実際どこまでできるのかということは、今後の課題ということになります。

特に2つですね。まず候補作をどんどん公開しようと主張される方は多いし、私もそうすべきと思うのですが、ここには1つ課題があります。普通、こうしたコンペの最中に候補作は公にはしません。なぜかというと、国際的なイベントの場合、これが候補作で、今後、五輪のエンブレムになるかもしれないと公表した瞬間に、似たデザインで商標出願をしてしまう人が世界のどこかに出てくるかもしれないからです。全く同じものは条約などで守られますので、出願は、その後削られていく可能性はあるけれども、似たものの出願だと事実上とめられないかもしれません。

ともかく出願されるだけで十分厄介です。選 考の対象となるものと類似した商標の出願が あれば、その後の商標展開も当然ながら滞るわ けで、候補の段階でどんどん公開するというわ けにはなかなかいかないですね。

1,000 本の応募があったときに、1,000 本全 部がみられるようなウエブなんて、作ることは 容易でしょうが、今あげた理由で簡単にはいかないかもしれません。では、どうするか。

いままでは「これで行こう」と決まると、そこで商標調査を全世界的にかけ、全世界での商標出願を済ませ、それから、これで決まりましたと言って公開するということをやっていました。しかし、これは評判が悪いので、例えば残り3作、残り5作に絞られたあたりで、頑張って全世界出願を済ませる。そこから、残り3作の候補を公開するということだったら、できるかもしれません。

ちなみに、ちゃんと全世界での調査と出願をする場合、1商標で5,000万円かかるそうです。 全世界商標は全部別々の出願なので、これはどうしても高くなります。建設費が2,500億円と聞いた後だと、高いと感じないかもしれないが、やっぱり費用は1つの課題になると思います。

新エンブレム、「ゆとりと笑い」を忘れずに

次に、これはもっと抜本的な問題ですが、本当に応募が集まるのかなということです。今回の大きな炎上は、さまざまな問題点がはっきりしたという良い面もあった。しかしながら、マイナス面としては、次なる候補エンブレムのデザイナーは、過去の全ての行為を洗い出されることを覚悟しなければいけない。過去の全行為、関連した全てのプロジェクトを洗い出されてしまうとなれば、全部きれいである、火の粉すらかからないという自信のあるデザイナーが一体どれだけいるだろうか。自分の作品はいけると思っても、社員や広告主に迷惑はかけられないというふうに考える可能性も十分ありますね。

すでに五輪エンブレムの作者に選ばれるということが名誉なことであるかどうかよくわからなくなってしまった今、これは大きな障害だろうと思います。

それでは、いろいろ課題がある中で、新エンブレムの候補としてはどんなものが考えられるのか。一応こんなことが取りざたされています。

まず、五輪招致に使われたエンブレムを再登 場させたらどうかとの提案です。このエンブレ ムは、現役の女子学生が応募して当選したもの で、評判がよかった。また、これまでそれなり の期間、公開されているのにパクリであるとい うクレームが目立った形ではなかったので、今 後も盗用クレームがつかないのではないかと 言われています。ただ、舛添都知事が「いや、 招致に使用したロゴを五輪ロゴとして使うの は、オリンピックのルール上できない」とおっ しゃっています。これは、本当かどうか、ちょ っとはっきりしないですね。どこまで裏があっ て言っていらっしゃることなのか。おそらく、 デザインをリメイクすればできないことはな いはずだから、選択肢としては考えてもいいの かもしれない。

また最近、非常に強まっているのは、前回の 東京オリンピックの64年五輪エンブレムでいいのではないか、というものです。漫画家のや くみつるさんなどもおっしゃっていますね。日 の丸が上のほうにあります。(佐野氏の原案では)日の丸が下にあるだけで評判が悪かったといわれています。この東京五輪エンブレムは、日の丸がこれだけ上にあるので、いいかもしれません。全く同じというのもなんなので、これをリメイクするということも選択肢としてあり得るのかもしれませんね。

向かって右側のものは、騒動の最中に、セブンイレブンの小金井店だったと思うんですけれども、おでんポップ案を発表しました。これにしろというのではありませんが、でも、私は新エンブレムを選ぶうえでの最大のヒントは、ここにあると思っている。つまり、この笑いです。このゆとりですよ。だって、お祭りですから。

オリンピックでなぜ人と人がけんかする必要がありますか。オリンピックは平和の祭典です。もちろん、運営体制には厳しい目も批判も大いに必要です。今回の議論の中には、そういう点で傾聴に値する点も多々あったと思う。しかし、世界に届けたいのは、この日本の笑いのセンスです。これこそ、クールジャパンだと私には思えるんです。ですから、ゆとりを持って今

後の選考を進めていく。案外、そんなところに ヒントがあるのではないかな、と思っています。

発想を転換し「お祭り性」の最優先を

そのほかの今後の課題と影響をあげて、私の お話は終わりにしたいと思います。

五輪運営については、やっぱり組織委員会などの運営体制は、これを機会に見直しがあってもいいのではないかなと思っています。たとえば高齢の現役政治家の比率が組織委員会で高過ぎるのは、ちょっと見直してもいいのではないですか。五輪は、政治の影響からはちょっと距離を置いておく。この感覚はあってしかるべきだと思うのです。

そして発想の転換も必要です。もはや 1964 年ではありません。2,500 億円かけた大規模な 競技場に人々がときめいて、これで日本も次の ステップに進めるぞ、日本人が今、そんな夢を 抱くだろうか。そういう時代ではもうないと思 います。

オリンピックは開発プロジェクトではありません。五輪憲章や2020年のオリンピックアジェンダを読めば明らかです。それは、スポーツと文化の祭典なんです、祝祭なんです。つまり、お祭りなんです。人こそ、主役です。そのおもしろいお祭り性、イベント性あるいは文化発信という要素に人々の関心がもっと向かうべきだと思います。

道路の建設を前倒しすることもまるっきりあっていかんとは言わないけれども、ロンドンオリンピックで何をやったかといったら、北京オリンピックが終わった時、つまり、ロンドン五輪の4年前から、もう文化発信プロジェクトを大量に打ち出し始めたわけですよ。そして、オリンピック開催期間中、ロンドン発の文化発信プロジェクトが1万を超えていた。そんなふうに、草の根でロンドンの魅力をどんどん世界に向かって発信をしていった。そういう発想があれば、競技場建設やエンブレムの選考プロセスも変わってくるのではないかなという気がします。

最後になりますが、非常に大きな問題として、 今後のデザイン、いや、創作表現一般への影響 を今回は強く感じました。そういう言説は、既 存のメディアあるいはネット上でも相当にみ られた気がします。もうこれまでのような気持 ちでデザインしてはいけないのではないか。作 曲についても、もうこれからはパクリ疑惑とい うことで炎上してしまうリスクが非常に高い から怖くてなかなかできなくなった、というよ うな声も聞かれます。各種の創作活動が萎縮す るのではないか。

確かにネットテクノロジーの発達によって、似たようなメロディー、似たようなデザイン、似たような文章を発見することは、いともたやすくなりました。いわゆるマッチングですね。画像のマッチング、音程のマッチング、文章のマッチングというのは、技術的に誰でも容易に行えるようになりました。そして、誰でもそれを発信できるわけです。当然ながら、炎上ネタとしても大変人気がありますから、炎上しやすいです。となれば、いままでのように、他人の真似をやっても、まあ、何とかなるだろうというようなことは、なかなか成立しづらくなっている。

実を言うと、このことに影響を与えそうなものとしてTPPがあります。TPPも、間もなく最後の大詰めの時期を迎えるわけですけれども、このTPPと新しい著作権リスクということで、ちょっとだけご紹介しておきます。

TPPでは、著作権に関するかなり多くのメニューが含まれています。そして、その多くはアメリカが他国に要求した著作権を強化しろという要求であり、日本を含め、ほぼ各国はこの要求をのんだと言われています。

その中の1つ、ウエブ上でも大いに議論されたのが、流出しているTPPの条文の中に含まれていますが、著作権や商標権侵害の非親告罪化と言われるものです。

著作権侵害には刑事罰があります。最高で懲役10年あるいは1,000万円以下の罰金です。 つまり犯罪です。しかし現在は親告罪で、被害者、権利者が悪質だと考えて告訴をしない限り は、起訴、処罰されません。

TPPによる著作権の非親告罪化の危険性

実を言うと、世の中には軽微な著作権侵害の 事例はたくさんあるんですよ。無数にあると言 っても過言ではない。皆さんだって、取材の資 料にしようと思って、資料のコピーをするじゃ ないですか。会議資料をコピーして配ったりす るじゃないですか。あの中には、日本複製権セ ンターなどで許可をもらってコピーできるも のもあるけれども、そんなのにはカバーされて いない資料のほうが世の中にははるかに多い。 文献なんて、必ずしもカバーされていない。で は、会議のときの資料コピー、あれは何なのか。 あれは業務目的の複製ですから、著作権侵害で す。いや、厳密なことを言うなら、ウエブペー ジをプリントアウトして取材先に持って行っ たとします。それは、業務目的でのプリントア ウト、複製だから、著作権侵害になります。

世の中にはちょっと似たもの、ちょっとしたコピーペーストはたくさんあります。しかし、やり過ぎは怒られるが、まあまあこのぐらいはいいよといって許されています。

今回のエンブレム騒動は、多分、やり過ぎがあったのです。だから、怒られたのはしようがないと思う。もっとも、佐野さんに対するバッシングは、私はちょっと加熱しすぎたと感じていますけれどもね。しかし、ある程度怒られる、これはしようがないところがあったとは思う。

ただ、著作権侵害をめぐっては、権利者が告訴をしないがゆえに、つまり、このぐらいはまあまあいいよ、と言っているがゆえに許されてしまっているもののほうが、はるかに多いし、それでどうにか世の中は回っているという事実はあるのです。

例えばパロディーがそうなんですよ。コミックマーケット、コミケなんかに代表されるような日本のパロディー文化、オタク文化と言われるもの、ニコニコ動画の二次創作とかこういったようなものです。やり過ぎで怒られてしまったものもあるけれど、しかしながら、さまざま

なパロディー作品というのは、日本ではまさに 花開いています。あれはみんな許可なしにやっ ています。言ってみれば、お目こぼしで成立し ているのです。

権利者が、これはファンがやっていることだ し、おもしろがってやっているならいいよ、と 許しているようなところがある。しかし、そう いったちょっとしたコピペ、あるいは、それこ そ町内会の会報に載っていた既存のキャラク ターのイラスト、あるいは文化祭でバンドがち よっとカバーソングをアレンジして歌う、こう したパロディー文化について、米国がTPPで 親告罪でなく非親告罪にするという要求をし て、これが通りそうになっています。つまり、 告訴なしで起訴、処罰される。権利者が、まあ、 そのぐらいはいいよ、というふうにお目こぼし しようと思っていても、告訴なしで起訴、処罰 され得るということは、つまり、どういうこと か。第三者によるウエブでの通報と著作権侵害 による処罰が直結するということです。

今回、リエージュ劇場のデザイナーの怒りは、少なくともクレームとしては正当なものです。しかし、これからはリエージュの劇場のデザイナーが、「ああ、僕のデザインと似ているね、参考にしたかもね。ただ、僕は事を荒立てる気はないよ、オリンピックだから」と言っているとしても、第三者通報でこのエンブレムは処罰対象になるかもしれないということであります。ネットなどでの第三者通報が、非親告罪化との関連でより深刻な問題を起こしやすくなるのではないか。TPPが、言ってみれば、表現の萎縮につながるのではないかと言われています。

TPPでの著作権強化はおおむね表現の委縮に向かいやすいものです。逆監視社会、つまり我々の行動が多くの人たちから監視されやすい、それらが問題視されやすい、そういう社会になって、各種の表現や創作活動の萎縮につながってこないといいなと思います。

ご清聴ありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。(拍手)

■ 質疑応答■

司会 福井さんの結論では、今回のエンブレム問題は著作権侵害にはあたらないということですね。

福井 おそらく。

司会 それでは会場から質問をお受けします。

質問 まず、ミッフィーとキャシーの問題でお聞きします。福井さん自身はどうお考えになったのでしょうか。

この裁判は、たしか完全なフィフティー・フィフティーの和解になったと思います。ということは、ミッフィー側は訴えたにもかかわらず、 実質的に得たものはなく無理があったのではないでしょうか。

さっきおっしゃいましたが、ウサギを単純化すれば似てくる。これは当たり前ですよね。実際似ていますけれども。だけど、ブルーナの特徴は、口がバツになっているということで、サンリオのほうはそうなってないわけですから、単純化されたデザインであるにもかかわらず、ミッフィーは非常に特徴があって、サンリオのほうはそうではない。

もう1つお聞きしたいのは、非親告罪化の問題です。これまでに、著作権侵害で刑事事件になったケースはどれくらいあるんですか。

かなり前に私自身が盗作されて、弁護士と相談して刑事告訴をしたいと言ったら、弁護士は、 そんな告訴をしたってまず受理されませんよ、 と言われたんです。

福井 ありがとうございました。

ミッフィーとキャシーのケースですが、私は 著作権侵害ではないと思っています。

なぜかというと、ある程度単純化されたキャラクターの場合には、少しの違いの中に大きな 差が生まれてくるのです。

両者をみると、まず年齢設定が違います。お そらくミッフィーは幼児で、性的には未分化で はないかと思えます。ミッフィーというのは、 男の子、女の子、どっち? みたいなね。ところが、キャシーは体型的にも明らかに少女です。 キャシーの着ているものはワンピース的ですが、ミッフィーはワンピースなのか、スモッグなのかはっきりしません。そういう着衣の違いもあります。当然、体の比率なども違いますし、 目の離れ方や、それによる表情も実は微妙に違います。

ここで1点、私から指摘したいことがあります。ミッフィーの顔にあるバッテンは口にみえますが、実はこれ、口ではないのです。というか、正確に言うと、口だけではないのです。

ミッフィーのバッテンは、鼻と口です。バッテンの上の部分が鼻で、下の部分が口です。われわれ日本人は、実は、ウサちゃんの表情を何十年も誤解しているんです。ウサちゃんの口はへの字なんです。

ウサギというのは、正面からみると目が離れており、鼻にこういう線が入り、口はへの字になります。つまり、ミッフィーは意外と写実だったんです。

では、キャシーはというと、鼻だけで、口は 省略されています。「かわいければ、口なんか 要らないじゃないか」という、この思い切りが サンリオをして世界ブランドたらしめた独創 なのです。その差は結構大きいと私は思ってい ます。

それから、このフィフティー・フィフティー の和解ももう1つ事情があります。

この訴訟継続中に 3.11、東日本大震災が起きまして、大変心を痛めたブルーナが、こんな訴訟を続けるよりも、今後、訴訟が続いた場合の弁護士費用を、お互いに被災地に寄附しようではないかと呼びかけて、サンリオがこれに応じて、被災地に寄附をして、訴えを取り下げたという経緯がありました。ということで、これは美談として当時報じられました。

ただ附帯条件が1つ付いていました。キャシーについて、今後、新たな商品は売らないという約束をサンリオ側はしているんですね。だから、ちょっとサンリオが譲りぎみだった和解と

も言えるかもしれません。

さて次の非親告罪化のご質問です。

著作権侵害に関する刑事告訴ですが、ないわけではありません。最近でいうと、ハイスコアガール事件が大きく報道されました。これは、スクウェア・エニックスというゲームメーカーが出している雑誌に連載されていた『ハイスコアガール』という人気漫画に関する案件です。

この漫画は、90 年代のゲームセンターやテレビゲームを舞台にして、ゲームが大好きな少年少女の群像劇です。恋愛劇と言ってもいいかもしれません。とてもすてきな作品ですが、題材の性質上、当時の人気ゲームの画面がこれでもかとばかり登場します。

スクウェア・エニックス側の進め方にも若干落ち度があったという指摘が随分ありましたが、SNKプレイモアというゲームメーカーが怒りまして、刑事告訴しました。

警察はどうするかと思っていたら、編集部のPCから作家の職場に至るまでガサ入れを行い、その上で16人を書類送検し、かなり大規模な処分を行おうとしました。その段階で、結局、和解が成立しましたので、おそらくそれ以上は進まないのではないかなと考えられていますが、こんなケースも時々、起こっています。

もちろん、悪質な海賊版なんかは、年がら年 中摘発され、罰金刑などを受けておりますが、 こういうパロディーや二次創作的なものでも 警察はやるときはやるので、今後の動向に注目 したいなと思います。

もっとも非親告罪化されたからといって、コミックマーケットの同人誌サークルたちのイベント、あれは毎回、3万5,000サークルが参加して50万人以上が来場するという、とんでもない巨大イベントですけれども、あれが軒並み摘発されることを私は予想してはおりません。

質問 佐野さんの最初の原案から採用された修正案に至るまで、デザインが相当変化していますが、その経過について何かご存じでしょうか。

福井 たくさん報道されましたので、私よりも皆さんのほうがお詳しいと思います。今日も朝日新聞でかなり詳しく記載されていたように思います。

今朝の報道では、日の丸が下にあるのがけし からんという意見が組織委員会のあるメンバ 一から出た、なんていうことが報道されていた ように思います。真偽のほどはわかりませんが、 結果的に日の丸を上に上げるデザイン変更も 行われています。それから、Tの字の2つの羽 も、最初の三角形が、最終的には丸みを帯びて 円形が印象づけられているわけです。途中の段 階では、円はほぼ存在してないのに最後は大き な存在になっています。ですから、確かに大幅 なデザイン変更です。しかもそれは、審査委員 会の中でもごく一部の方しか知らされず、組織 委員会の重鎮の方などの意見によって、佐野さ んとのやりとりでいつの間にか決まっていっ たというのが、いまの報道の流れのように私は 理解をしております。今後、さらなる検証が待 たれるところだなと思います。

そのこと自体が、さっき私が申しあげた五輪 運営の閉鎖性につながっているのかもしれな いなと感じています。

質問 今回、佐野さんは作品が選ばれたが一連の騒動で辞退してしまったわけですが、採用されたときの佐野さんへの報酬はどうなっているのか、ご存じでしょうか。

福井 報酬の件は存じ上げないですね。

今回の白紙撤回は、佐野さん自身の申し出に 応じての撤回だと理解しておりますので、佐野 さん自身は、まず間違いなく報酬を返上されて いるとは想像します。

同時に、佐野さんへの損害賠償請求があるか どうかの指摘はありましたね。

印刷物の刷り直しなどを余儀なくされた業者が、発注元である東京都その他に対して、賠償というか、さらなる対価を要求するのは、おそらく当然の流れになるでしょう。公式スポンサーが損害賠償請求できるかどうかは、公式スポンサーの規約など、あるいは公式スポンサー

自身がエンブレムの変更をどのくらい水面下で求めていたか、こういうことの影響を受けると思うので、一概には言えません。

では、佐野さんに対する損害賠償請求はあるか。これはますます断言できませんけれども、私はネガティブに考えます。なぜならば、いまのところ、あれは著作権侵害ではなかったというのが組織委員会の公式な立場です。佐野さんの立場も、あれは違法ではなかった、著作権侵害ではなかったということです。

両者とも、「著作権侵害ではないが、社会の 混乱を回避するために撤回をする」との立場で す。これでは、損害賠償請求はなかなか立ちに くいですよね。支払い能力の問題もありますの で、やや損害賠償の件はネガティブに考えます。

司会 そもそも 2020 年の東京オリンピック というのは、何のためのオリンピックで、どういうコンセプトで、どういう理念のもとで行われるのか、それが明確でないことが大きな問題ではないでしょうか。

2020 年のオリンピックは、どういうオリンピックであるべきか。福井さんなりのご意見を最後に伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

福井 揮毫に、「『祝祭』にふさわしいマークとかじ取りを」と書きました。

私は地元のお祭りではみこしを毎年担ぐほど、お祭りが大好きなんです。そして、自分自身がもともとはライブイベントの出身で、著作権をやるようになったということもあって、イベントに関しては多少自分なりの考えがあります。

イベントはとてもすばらしいものです。人と 人とを結びつけて、活性化させる。ウエブ上で のやり取りではなく、生身の人間同士が集まっ て新しい魅力を発信していく。本当にすばらし いことだと思います。

イベントをすばらしくするのは参加者をは じめとするソフトです。オリンピックでいえば、 それはスポーツの試合であり、公正な運営でも あり、それを取り巻く多数の文化発信イベント、 日本の魅力を発信する国際交流的なイベント だと思うんです。まさにソフトです。

ここに大きな関心を人々は寄せるべきだし、 それがわからない人間は五輪のかじ取りをすべきではないと思います。オリンピックだから 道路をつくるとか、重厚長大な建造物をつくる。 つくるなと言いたいわけではありません。でも、 そこでしか成長とか活性化をイメージできないのだったら、そういう人は早く退いたほうがいいだろうと思います。

若い人、若いといっても、40代、50代でもよろしいのです。オリンピックまでの生存が危ぶまれる方にかじ取りの中心を任せるのは、やはりこの辺で見直したほうがいいのではないかなと思います。またお祭りを一緒に楽しめるような芸術監督もはやく選んだらいいのではないかと思います。

司会 時間になりました。揮毫の内容まで、 ご自身で説明していただきました。福井さん、 本当にきょうはどうもありがとうございました。(拍手)

(文責・編集部)

五輪エンブレム問題の問いかけ

弁護士・ニューヨーク州弁護士 日本大学芸術学部 客員教授 福井 健策 (@fukuikensaku)

旧・五輪エンブレム



佐野研二郎氏デザインによるオリンピック(左)パラリンピック(右)エンブレム

エンブレム白紙撤回の経過

2013年9月 東京が2020年五輪等開催地に選出

2014年7/17新国立競技場案、白紙撤回

- 7/24 五輪エンブレム発表
- 7/31 オリビエ・ドビ氏側がIOC・組織委員会に対し て使用差止を申立て
- 8/5 佐野研一郎氏記者会見
- 8/13 佐野氏デザインの賞品(トートバック)の一部 取下げ
- 8/28 エンブレム原案公表
- 9/1 エンブレム白紙撤回

五輪エンブレム論争



左: 佐野研二郎氏デザインによる五輪エンブレム、右: オリビエ・ドビ氏デザインによるリエージュ劇場ロゴ

五輪エンブレム論争







左: 佐野氏による五輪エンブレム原案、中央: ヤン・チヒョルト展資料、右: 佐野氏によるエンブレム展開案

著作権侵害成立の条件

- ① 対象(今回はリエージュ・ロゴ)が<u>著作</u>物であること
- ② 五輪エンブレムがそれと<u>実質的に類似</u> していること
- ③ 佐野氏側が相手のデザインを見たこと (<u>依拠性</u>)

どんな情報が著作権で守られるか

著作物から除かれる情報

- ① ありふれた・定石的な表現
- ② 事実・データ
- ③ アイディア・コンセプト ※企画案・ルール・法則・方法論
- 4 タイトル・名称(原則として)
- ⑤ 実用品のデザイン(")

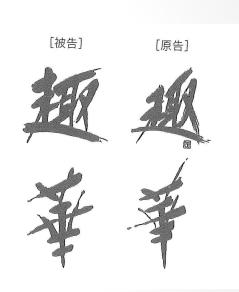
⇒視点:情報流通の自由と、オリジナルの 保護のバランス

フォント、デザイン書体

ゴシック体

明朝体

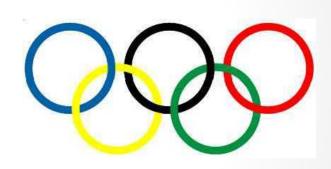
上: MS Pゴシック、下: MS P明朝



装飾文字「趣」大阪地裁判決より

ロゴマーク





「Asahi」ロゴマーク東京高裁判決より

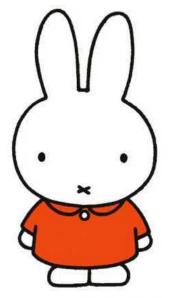
五輪ロゴマーク

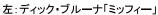
ピクトグラム

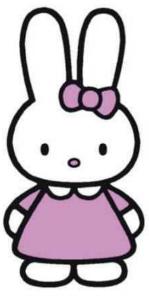




どこまで似れば侵害か ミッフィー 対 キャシー







右:サンリオ「キャシー」

五輪エンブレム論争 (再)



左: 佐野研二郎氏デザインによる五輪エンブレム、右: オリビエ・ドビ氏デザインによるリエージュ劇場ロゴ

著作権侵害成立の条件(再)

- ① 対象(今回はリエージュ・ロゴ)が<u>著作</u>物であること
- ② 五輪エンブレムがそれと<u>実質的に類似</u> していること
- ③ 佐野氏側が相手のデザインを見たこと (依拠性)

法的評価と社会の反応のかい離?

かい離があるとして、考えられる原因

- ①ずれて当然
 - ※著作権侵害は違法評価(表現禁止)のレベル。 それに達しない領域は論評・市場に委ねられる
- ②経験量:こんなに似るのはあり得ないのか?
- ③新事実続出 ⇒焦点は選考プロセスや佐野氏の人物評価へ
- ④オリンピックの運営体制への不満・不信?

ウェブ世論という新しいリスク

炎上多発の要因として挙げられる点

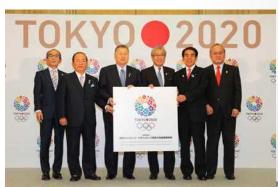
- ①ソーシャル化・発信容易性・拡散性
- ②匿名化
- ③信用性の担保装置の不足、情報の断片化 ⇒ネタ化、井戸端会議のメディア化
- ④評価・言動の過剰性 ※情報のフィルタリング・セグメント化が容易
- ⑤受容者(メディア・政府含む)のリテラシー
- ⇒情報民主化のメリットを生かしつつ、どうリスクを コントロールするか?

五輪運営への不満と不信?

- ①新競技場に見られた閉鎖性・硬直性
- ②エンブレム選考プロセス、デザイン自体への賛否
- ③組織委員会・競技場有識者会議など推進体制
 - ⇒政治家など高齢男性に偏る。女性比率の低さ (組織委役員38名中7名、有識者会議14名中0)
- ④古い自民党/土建国家的プロジェクトの予感?







今後への影響

- ①新エンブレム選考をどう進めるか
 - 資格要件を設けるか(9/28新方針決定?)
 - •誰が審査するか
 - •どこまで透明化できるか
 - •第三者による不正出願対策
 - ・応募はどれだけ集まるのか(火中の栗)
- ②五輪運営はどうあるべきか
 - アームズレングス
 - 開発プロジェクトではなく交流イベントという発想
- ③デザイン、創作・表現一般への影響
 - 逆監視社会の到来、各種活動の萎縮?

新エンブレム候補







左: 五輪招致エンブレム、中: 1964年五輪エンブレム、右: セブンイレブンおでんポップ案

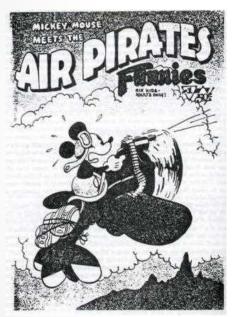
TPPと新たな著作権リスク

- 著作権・隣接権保護期間の大幅延長(当初流出案4.5 項)
- 広汎なDRMの単純回避規制(5.9項)
- ・ 法定損害賠償金の導入(12.4項)
- 著作権・商標権侵害の非親告罪化(15.5(g)項)
- ・ 米国型のプロバイダーの義務・責任の導入(16.3項)
- 植物・動物・診断治療方法を特許対象化(8.2項)
- データ保護(ジェネリック医薬品規制)(9.2項)
- 音・匂いにも商標(2.1項)
- ⇒知財の強化、米国化へ

非親告罪化

- ・著作権侵害:「最高で懲役10年又は 1000万円以下の罰金」
- ・著作権者などが告訴しない場合、国は 起訴・処罰できず
- 非親告罪化論⇒「パロディやビジネス・ 研究活動の萎縮」「悪意の告発」の懸念
- •「商業的規模の海賊版」に限る?

パロディ



Jane Ginsburg「Copyright for the Nineties」より



筒井康隆原作の映画「日本以外全部沈没」ポス

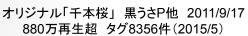
ドラえもん最終話





ボカロ二次創作の広がり





http://www.nicovideo.jp/watch/sm15630734



千本桜【45人リレー】 2011/12/3

http://www.nicovideo.jp/ watch/sm16333179



【千紫音リア】千本桜踊っ







千本桜を全力で書いて弾いてみた 2012/1/3 http://www.nicovideo.jp/watch/sm16599380



『和楽・千本櫻』 2012/4/20 http://www.nicovideo.jp/watch/sm17594102



毛利で千本桜【戦国BASARA】 2012/2/11 http://www.nicovideo.jp/watch/sm16934552

FLT http://www.nicovideo.jp/watch/sm17464862 http://www.nicovideo.jp/watch/sm17464862 http://www.nicovideo.jp/watch/sm17464862